

吸収合併に係る事後備置書類

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定めるもの)

株式会社 I D O M

2023 年 3 月 1 日

吸収合併に係る事後備置書面

東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号

株式会社 I DOM

代表取締役 羽鳥 由宇介

当社は、2022 年 10 月 14 日付で株式会社ガリバーインシュアランス（以下「ガリバーインシュアランス」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2023 年 2 月 28 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ガリバーインシュアランスを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。本合併に関する会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

第 1. 効力発生日

2023 年 2 月 28 日です。

第 2. 吸収合併消滅会社における法定手続きの経過

1 株主の差止請求

ガリバーインシュアランスが発行する全株式を当社が保有しているため、株主からの差止請求について、該当事項はありません。

2 反対株主の株式買取請求

ガリバーインシュアランスが発行する全株式を当社が保有しているため、株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。

3 新株予約権買取請求

ガリバーインシュアランスは、新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。

4 債権者の異議

ガリバーインシュアランスは、会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき、債権者に対し、2023 年 1 月 17 日の官報において公告するとともに、同日付にて個別催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

第 3. 吸収合併存続会社における法定手続きの経過

1 株主の差止請求

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

2 反対株主の買取請求

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

3 債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、債権者に対し 2023 年 1 月 17 日の官報へ公告を掲載するとともに、同日付にて電子公告を行いました
が、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

第 4. 承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日をもって、ガリバーインシュアランスから、その資産、
負債及びその他の権利義務一切を承継しました。

第 5. 吸収合併消滅会社の事前備置書面

吸収合併消滅会社であるガリバーインシュアランスの事前備置書面は、別添のとおり
です。

第 6. 変更登記日

2023 年 3 月 7 日（予定）

第 7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

吸収合併に係る事前備置書類

(吸収合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく開示事項
吸収合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく開示事項)

株式会社 I D O M

株式会社ガリバーインシュアランス

2023 年 1 月 17 日

吸収合併に係る事前備置書面

東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号

株式会社 I D O M

代表取締役 羽鳥 由宇介

東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号

株式会社ガリバーインシュアランス

代表取締役 羽鳥 由宇介

株式会社 I D O M（以下「甲」といいます。）及び株式会社ガリバーインシュアランス（以下「乙」といいます。）は、2022 年 10 月 14 日付で吸収合併契約書を締結し、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社、効力発生日を 2023 年 2 月 28 日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

本合併に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条並びに会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

第 1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

第 2. 合併対価についての定め相当性に関する事項

本合併に際しては、株式その他の金銭等の交付を行いません。乙は、甲の完全子会社であり、甲がその発行済株式の全てを保有していることから、かかる取扱いは相当と考えております。

第 3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

第 4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

第 5. 計算書類等に関する事項

1 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

- (2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

i. 甲は、2022年4月14日付の取締役会決議に基づき、連結子会社であった IDOM Automotive Group Pty Ltd.及び Gulliver Australia Pty Ltd.の株式全てを譲渡しました。その内容は別紙3とおりです。

ii. 甲は、2022年10月21日付の取締役会決議に基づき、第三者割当による新株予約権の発行及び時価発行新株予約権信託の導入を行いました。その内容は別紙4のとおりです。

2 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項

- (1) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙5のとおりです。

- (2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

第6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

乙の2022年2月28日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ44億3906万2939円及び2億9989万4994円です。

甲の2022年2月28日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ1569億64百万円及び1101億48百万円です。

甲及び乙のいずれにおいても、上記の各日から本書面作成日現在に至るまで、上記第 5.1(3)で記載した事項以外にそれぞれの資産及び負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本合併の効力発生日に至るまで、それぞれの資産及び負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じない見込みであるため、上記第 5.1(3)で記載した事項を考慮しても、甲においては、本合併の効力発生日以後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれています。

また、本合併の効力発生日以後において、甲が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

以上を踏まえ、効力発生日以後における甲の債務の履行の見込みがあるものと判断いたしました。

以上

吸収合併契約書

株式会社 IDOM (以下「甲」という。) 及び株式会社ガリバーインシュアランス (以下「乙」という。) は、以下のとおり吸収合併契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

第1条 (吸収合併の方法)

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併 (以下「本合併」という。) を行う。

第2条 (商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲：吸収合併存続会社

商号 株式会社 IDOM

住所 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号

(2) 乙：吸収合併消滅会社

商号 株式会社ガリバーインシュアランス

住所 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号

第3条 (本合併に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項)

乙の株式の全てを甲が保有しているため、甲は、本合併に際して、乙の株主に対し、その保有する乙の株式に代わる金銭等の交付を行わない。

第4条 (甲の資本金及び準備金に関する事項)

本合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第5条 (効力発生日)

本合併がその効力を生ずる日 (以下「効力発生日」という。) は、2023年2月28日とする。ただし、本合併の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第6条 (株主総会決議)

- 1 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに本合併を行う。
- 2 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに本合併を行う。

第7条（本合併の条件の変更及び本契約の解除）

本契約の締結日から効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本合併の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第8条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第9条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書1通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、甲がその原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2022年10月14日

甲 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
株式会社IDOM
代表取締役 羽鳥 由宇介
(戸籍名 羽鳥 裕介)

乙 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
株式会社ガリバーインシュアランス
代表取締役 羽鳥 由宇介
(戸籍名 羽鳥 裕介)

計算書類

貸借対照表 (2022年2月28日現在)

科目	当期	(ご参考) 前期
資産の部		
流動資産	107,082	94,233
現金及び預金	38,089	35,231
売掛金	5,470	6,230
商品	60,216	51,546
貯蔵品	45	32
前払費用	1,297	1,330
その他	2,447	1,836
貸倒引当金	△484	△1,975
固定資産	49,881	53,663
有形固定資産	22,687	20,594
建物	16,860	16,135
構築物	3,614	3,742
車両運搬具	176	16
工具、器具及び備品	817	376
土地	136	218
建設仮勘定	1,082	105
無形固定資産	1,305	1,492
商標権	0	0
ソフトウェア	1,305	1,478
その他	0	14
投資その他の資産	25,887	31,576
投資有価証券	0	0
関係会社株式	6,242	6,239
関係会社長期貸付金	6,881	11,804
破産更生債権等	7	43
長期前払費用	297	367
敷金及び保証金	4,382	5,442
建設協力金	4,289	4,614
繰延税金資産	3,695	3,236
その他	132	128
貸倒引当金	△42	△301
資産合計	156,964	147,897

(単位：百万円)

科目	当期	(ご参考) 前期
負債の部		
流動負債	40,068	26,702
買掛金	6,081	5,432
関係会社短期借入金	231	212
1年内返済予定の長期借入金	10,000	—
未払金	2,910	2,676
設備関係未払金	184	80
未払法人税等	2,671	1,637
未払消費税等	346	2,816
未払費用	1,551	1,732
前受金	9,409	8,208
預り金	1,844	936
賞与引当金	1,965	1,152
商品保証引当金	884	737
前受収益	660	362
その他引当金	1,327	715
固定負債	70,079	80,169
長期借入金	67,145	77,145
長期預り保証金	587	506
資産除去債務	2,163	2,329
その他	183	188
負債合計	110,148	106,872
純資産の部		
株主資本	46,816	41,025
資本金	4,157	4,157
資本剰余金	4,032	4,032
その他資本剰余金	4,032	4,032
利益剰余金	42,970	37,180
利益準備金	169	92
その他利益剰余金	42,801	37,087
繰越利益剰余金	42,801	37,087
自己株式	△4,344	△4,344
純資産合計	46,816	41,025
負債・純資産合計	156,964	147,897

損益計算書（2021年3月1日から2022年2月28日まで）

（単位：百万円）

科目	当期	（ご参考） 前期
売上高	306,733	275,710
売上原価	245,661	219,258
売上総利益	61,071	56,451
販売費及び一般管理費	49,164	48,593
営業利益	11,907	7,858
営業外収益	182	255
受取利息及び受取配当金	162	154
為替差益	—	88
その他	19	12
営業外費用	516	471
支払利息	415	443
為替差損	79	—
その他	21	27
経常利益	11,573	7,642
特別利益	137	316
固定資産売却益	23	—
子会社清算益	106	—
補助金収入	4	305
新株予約権戻入益	—	3
その他	3	7
特別損失	2,260	8,416
固定資産除却損	326	283
関係会社株式売却損	855	—
関係会社株式評価損	—	6,710
減損損失	114	535
店舗閉鎖損失	82	70
貸倒引当金繰入額	—	362
感染症関連損失	3	389
本社移転費用	870	—
その他	6	65
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	9,450	△458
法人税、住民税及び事業税	3,356	2,033
法人税等調整額	△458	△410
当期純利益又は当期純損失（△）	6,553	△2,081

株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		その他 資本剰余金	資本剰余 金合計		その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計
当期首残高	4,157	4,032	4,032	92	37,087	37,180
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				76	△839	△763
自己株式の取得						
当期純利益					6,553	6,553
事業年度中の変動額合計	—	—	—	76	5,714	5,790
当期末残高	4,157	4,032	4,032	169	42,801	42,970

	株主資本		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	
当期首残高	△4,344	41,025	41,025
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		△763	△763
自己株式の取得	△0	△0	△0
当期純利益		6,553	6,553
事業年度中の変動額合計	△0	5,790	5,790
当期末残高	△4,344	46,816	46,816

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 その他有価証券
 ・時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

・商品 個別法による原価法
 ・貯蔵品 最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）及び車両運搬具に含まれるレンタル車両並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 3～50年
 車両運搬具 2～7年
 工具、器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 商品保証引当金

保証付車両の修繕による支出に備えるため、保証期間に係る保証見積り額を過去の実績に基づき計上しております。

④ その他の引当金

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

・リポートバック引当金

取引先のオートローンを利用した場合に受け取るリポートの将来の返金に備え、必要と認められる見積り額を計上しております。

・返品調整引当金

将来に予想される返品に備えるため、過去の返品実績率に基づき、当該返品に伴う諸費用相当額を計上しております。

・修繕引当金

店舗における将来の修繕に要する支出に備えるため、修繕計画において合理的に見積もった修繕額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

- | | |
|----------------|--|
| ① ヘッジ会計の方法 | 金利通貨スワップ取引については、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしているため、一体処理を採用しております。 |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段…金利通貨スワップ
ヘッジ対象…外貨建長期借入金及び利息 |
| ③ ヘッジ方針 | 当社の内規である「デリバティブ取引規程」に基づき、金利変動リスク、為替変動リスクをヘッジしております。 |
| ④ ヘッジの有効性評価の方法 | 金利通貨スワップの一体処理の適用要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。 |
- (5) その他計算書類作成のための基本となる事項
- | | |
|-----------|-------------------------|
| 消費税等の会計処理 | 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。 |
|-----------|-------------------------|

2. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」に記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

（固定資産の減損）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
有形固定資産	22,687百万円
減損損失	114百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「3. 会計上の見積りに関する注記（固定資産の減損）」に同一の内容を記載しております。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 18,295百万円
上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額2,550百万円が含まれております。

- (2) 保証債務
以下関係会社の金融機関等からの借入及び仕入債務に対し、債務保証を行っております。
- | | |
|-----------------------------------|----------|
| Buick Holdings Pty Ltd. | 1,468百万円 |
| IDOM Automotive Essendon Pty Ltd. | 426百万円 |
| 計 | 1,895百万円 |

- (3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

- | | |
|----------|----------|
| ① 短期金銭債権 | 2,361百万円 |
| ② 短期金銭債務 | 1,655百万円 |

- (4) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、効率的に運転資金を確保するため取引銀行7行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	27,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	27,000百万円

(5) 財務制限条項

長期借入金のうち12,000百万円（2017年3月15日付シンジケートローン契約）の中には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2018年2月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 2018年2月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

長期借入金のうち3,145百万円（2019年2月6日付シンジケートローン契約）には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 借入人は、本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上に維持することを確約する。
- ② 借入人は、本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期に係る借入人の連結の損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して経常損失を計上しないことを確約する。

長期借入金のうち11,450百万円（2019年3月18日付シンジケートローン契約）には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 借入人は、本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上に維持することを確約する。
- ② 借入人は、本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期に係る借入人の連結の損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して経常損失を計上しないことを確約する。

長期借入金のうち5,000百万円（2019年8月15日付シンジケートローン契約）には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2020年2月期以降、各決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持していること。
- ② 2020年2月期以降の各決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失となっていないこと。

長期借入金のうち6,550百万円（2019年9月19日付シンジケートローン契約）には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2020年2月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 2020年2月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2021年2月決算期及びその直前の期の決算を対象として行われる。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	5,570百万円
② 仕入高	1,679百万円
③ 販売費及び一般管理費	1,147百万円
④ 営業取引以外の取引高	149百万円

(2) 売上原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げによるたな卸資産の評価損2,859百万円が含まれております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	6,480千株	0千株	－	6,480千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り0千株による増加分であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
商品評価損否認額	875百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	601百万円
商品保証引当金損金不算入額	270百万円
その他の引当金損金不算入額	406百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	264百万円
未払事業税否認額	166百万円
関係会社株式評価損	2,492百万円
役員退職慰労引当金損金不算入額	56百万円
固定資産除却損否認額	53百万円
資産除去債務	662百万円
減損損失	653百万円
その他	75百万円
繰延税金資産小計	6,579百万円
評価性引当額	△2,501百万円
繰延税金資産合計	4,078百万円
繰延税金負債	
資産除去債務	△382百万円
繰延税金負債合計	△382百万円
繰延税金資産の純額	3,695百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員の近親者	羽鳥 兼市	被所有 直接 1.0	当社役員の近親者	中古車の売買等	49	—	—
				船舶の売買	223		
役員	羽鳥 貴夫	被所有 直接 3.0	代表取締役社長	中古車の売買等	24	—	—

(2) 子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)モトーレングローバル	間接 100.0	役員の兼任	貸付金の回収	1,875	長期貸付金	—
				利息の受取	5		
子会社	(株)モトーレンプランツ	直接 100.0	役員の兼任	貸付金の回収	4,000	長期貸付金	—
				利息の受取	10		
子会社	IDOM Automotive Group Pty Ltd.	直接 100.0	役員の兼任 事業資金の貸付	資金の貸付	2,531	長期貸付金	4,935
				資金の回収	1,831		
				利息の受取	101		
子会社	東京マイカー販売(株)	直接 100.0	事業資金の貸付 車両の売買	資金の貸付	676	長期貸付金	1,752
				利息の受取	6		
子会社	(株)IDOM CaaS Technology	直接 100.0	役員の兼任 事業資金の貸付 車両の売買	中古車の販売	637	売掛金	1,373
				中古車の仕入	261	預り金	1,645

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 商品及び船舶の取引価格等については、市場相場を勘案し、交渉により決定しております。
- 貸付金の金利は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 466円26銭
- 1株当たり当期純利益 65円27銭

提供書面

事業報告 (2021年3月1日から2022年2月28日まで)

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げます。また、罹患された方々とそのご家族に対して心よりお見舞い申し上げますとともに、昼夜を問わず日々最前線に対応されている医療従事者など、関係者の皆様に深く敬意を表し感謝申し上げます。

2022年2月期は、継続する新型コロナウイルス感染症の拡大という厳しい環境下でありながらも、当社の販売店には多くのお客様にご来店いただき、小売台数は過去最高となりました。お客様の期待に応え続けるべく、引き続き、接客サービス、商品の品質・品揃え、アフターサービス等をより一層充実させなければならないと改めて認識しました。

当社は、2022年4月15日に中期経営計画を公表しました。2021年4月には、豊富な品揃えと万全のアフターサービスを兼ね備える大型店と大型店併設整備工場の展開を柱とした成長戦略を発表しておりました。この成長戦略を含め、より具体的な目標や中長期的な取り組みをまとめたものです。

中期経営計画 2023－2027（5カ年）の主なテーマとして、以下の3つを掲げております。

- ①顧客提供価値の拡大
より多くのお客様に安心・安全な中古車と充実した付帯サービスやアフターサービスを提供してまいります。
- ②ブランド戦略の強化
Gulliverブランドの高い認知度を最大限活用した収益性の向上を目指します。
- ③持続可能な社会実現への貢献
車の循環サイクルを促進させる事業モデルを強固にし事業を通じて環境問題に貢献してまいります。

今後も、楽しく安心して車選びができる店づくりを行い、そして、お客様に中古車に関する全方位のサービスを提供してまいります。より多くのお客様に当社を選んでいただき、持続的な事業価値の向上を目指す考えです。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 羽鳥 裕介 代表取締役社長 羽鳥 貴夫

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2021年3月1日～2022年2月28日）における国内直営店の小売台数は、140,119台（前年同期比2.0%増）となり、創業来、過去最高の小売台数となりました。その主要因は、前期に新規出店した大型店、及び当期に新規出店した大型店が稼働したこと、効果的な広告投下により、大型店を含む既存店の来店客数の増加が図られたことによるものです。

豪州子会社においては、鉄鉱石価格の上昇に起因する西オーストラリア市場の好況を背景に、西オーストラリアに拠点を置く、Buick Holdingsの新車販売台数が増加したことに加え、従来から強化している中古車販売が好調を維持しました。また、為替相場が前年同期比で豪ドルに対して円安で進行したこともあり、豪州子会社は増収増益となりました。

連結の販売費及び一般管理費は、前期に補助金を受領したことに伴い、感染症関連損失として販売費及び一般管理費から特別損失に振替処理したことに対する反動と、円安の進行の影響により増加しました。一方で、小売台数が過去最高となる状況においても、ネット集客の効率化によって個別の広告宣伝費は減少しました。

特別損失の主な計上要因は以下の3点です。

- ① 本社移転に伴う退去費用として、旧本社の固定資産の未償却残高の費用化及び原状回復費用等、合計870百万円を本社移転費用として計上しました。
- ② 国内新車ディーラー事業撤退に伴い新車ディーラーを運営する子会社の株式譲渡による売却損276百万円を関係会社株式売却損として計上しました。
- ③ 直営店舗の閉店に伴い378百万円を固定資産除却損として計上しました。

以上の結果、当連結会計年度の実績は、売上高459,532百万円（前期比20.8%増）、営業利益18,485百万円（前期比74.9%増）、経常利益17,561百万円（前期比82.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益10,794百万円（前期比627.0%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は5,716百万円で、主なものは直営店舗の新規出店や整備工場の新設等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、重要な資金調達は行っておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

		第25期 (2019年2月期)	第26期 (2020年2月期)	第27期 (2021年2月期)	第28期 (当連結会計年度) (2022年2月期)
売上高	(百万円)	309,410	361,684	380,564	459,532
経常利益	(百万円)	2,072	6,867	9,642	17,561
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	381	3,545	1,484	10,794
1株当たり当期純利益	(円)	3.76	34.97	14.77	107.51
総資産	(百万円)	174,097	183,783	177,222	189,766
純資産	(百万円)	40,432	42,586	45,015	55,709
1株当たり純資産額	(円)	392.88	415.42	438.18	537.97

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

		第25期 (2019年2月期)	第26期 (2020年2月期)	第27期 (2021年2月期)	第28期 (当事業年度) (2022年2月期)
売上高	(百万円)	234,618	258,008	275,710	306,733
経常利益	(百万円)	2,673	6,964	7,642	11,573
当期純利益又は当期純損失(△)	(百万円)	933	3,500	△2,081	6,553
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	9.21	34.51	△20.70	65.27
総資産	(百万円)	148,606	160,191	147,897	156,964
純資産	(百万円)	41,218	44,100	41,025	46,816
1株当たり純資産額	(円)	406.44	434.85	408.59	466.26

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社ガリバーインシュアランス	101,000千円	100	保険代理店事業
Gulliver USA, Inc.	12,000千米ドル	100	米国国内における中古車の売買
Gulliver East, Inc.	1,000千米ドル	100	米国国内における中古車の売買
東京マイカー販売株式会社	20,000千円	100	中古車の売買
株式会社IDOM CaaS Technology	189,001千円	96.0	自動車のリース及びレンタル業並びにその仲介業
株式会社IDOMビジネスサポート	10,000千円	100	事務処理等の業務の受託
IDOM Automotive Group Pty Ltd.	148,300千豪ドル	100	豪州事業会社を統括・管理する業務
Buick Holdings Pty Ltd.	378豪ドル	67.0	豪州西オーストラリア州における新車・中古車の販売及び関連事業
IDOM Automotive Essendon Pty Ltd.	26,970千豪ドル	100	豪州ヴィクトリア州における新車・中古車の販売及び関連事業
Gulliver Australia Pty Ltd.	50千豪ドル	100	豪州ヴィクトリア州における新車・中古車の販売及び関連事業

(注) 1. 株式会社IDOMビジネスサポートは、重要性が増したため、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

2. 2021年9月30日に、株式会社モトーレングランツの全株式を譲渡し、2021年10月1日に、株式会社モトーレングローバルの全株式を譲渡いたしました。これに伴い、両社を連結の範囲から除外しております。

(4) 対処すべき課題

① 成長戦略

1. 大型店の新規出店

店舗展開については、近年は資本効率を重視し店舗網の再構築を進めてきました。今後は、「ガリバー」のブランド力による集客力や蓄積されたノウハウを武器に、大型店の新規出店を進めていきます。大型店の出店ペースは、資本効率を見極めながら段階的に加速していく方針です。

2. 整備工場の展開

当社では、顧客との取引循環サイクルを拡大させ、リピート顧客化し生涯顧客として囲い込みをしていくことを狙い、整備工場の展開を進めていきます。

日本における自動車整備の市場規模は約5.4兆円（※）と推計され、中古車の市場規模と並び大変大きな規模があります。また、当社としては、内製化によるコスト効率を高めることが可能などのメリットがあります。ビジネスチャンスは大きく、成功確率の高い事業であると考え、拠点の拡大を進めていきます。

3. 既存事業展開における改善の取り組み

当社では、従前より、出店エリアの戦略的判断、インターネットによる集客の効率化、在庫管理の徹底などを経営課題と捉え、近年はその改善に取り組んできました。これらに関連する課題に対しては、引き続き、改善策を講じてまいります。

4. 新たな事業の展開

中古車の小売ビジネスに限らず、車のフリマアプリ「Gulliver フリマ」、月額定額サービス「NOREL（ノレル）」、個人間カーシェア「GO2GO」などの新たなサービスの立ち上げを行っております。

また、将来的には日本に留まらず海外での事業拡大を見据え、その足がかりとして豪州や米国を中心にグローバル展開を行っております。

② 経営課題

1. 事業拡大への対応

当社では、事業拡大に対応するための人材教育の強化や、多様化する消費者ニーズに応えるサービス開発力の強化やマーケティング活動の進化を図っていく必要があると考えています。これらの取り組みを有効かつ効率的に実現させるために、人材教育体制の整備、専門性のある人材の採用、新しいIT技術を取り入れたIT投資も積極的に行っていきます。

2. 自動車業界の変化への対応

排ガス規制の強化や、自動車のEV（電気自動車）化といった自動車業界における規制や商品の変化が進んでいます。EVなどの新技術が市場に浸透するためにも、中古車の循環は重要だと認識しています。これらの変化を事業のリスクと機会を捉えた経営判断を行っていく必要があると考えています。

3. 新型コロナウイルス感染症拡大への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う政府や地方自治体による外出自粛要請によっては、一時的に来店客数が減少することがあります。また、当面は、景気の先行きの不透明さは続くことが想定されます。一方では、コロナ渦において自動車の活用が促進されれば、中古車業界には追い風の面もあり、これらの経営環境の変化を的確に捉えた上で、経営判断・事業展開を行ってまいります。

4. コーポレートガバナンスの強化

上記の事業拡大や環境変化に対応するために、実効性の高い経営体制・業務執行体制や経営意思決定プロセスを構築するなど、コーポレートガバナンスの強化を図ってまいります。

※出所：矢野経済研究所「2018年 自動車アフターマーケット総覧」

(5) 主要な事業内容 (2022年2月28日現在)

当社グループの主要な事業セグメントは中古車販売事業及びこれらの付帯事業の単一セグメントであり、直営店舗方式による店舗運営とフランチャイズ方式による店舗展開を行っております。

なお、中古車販売事業におきましては、新車販売も行っております。

(6) 主要な営業所 (2022年2月28日現在)

① 当社の主要な営業所

名称	所在地
本社	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー26階
浦安オフィス	千葉県浦安市入船一丁目5番2号 プライムタワー新浦安
幕張オフィス	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1 ワールドビジネスガーデン

(注) 本社は2022年1月29日に東京都千代田区丸の内二丁目7番3号東京ビルディングより、上記住所に移転いたしました。

② 子会社

会社名	所在地
株式会社ガリバーインシュアランス	東京都千代田区
Gulliver USA, Inc.	米国 カリフォルニア州
Gulliver East, Inc.	米国 ニューヨーク州
東京マイカー販売株式会社	福島県郡山市
株式会社IDOM CaaS Technology	東京都千代田区
株式会社IDOMビジネスサポート	千葉県千葉市美浜区
IDOM Automotive Group Pty Ltd.	豪州 西オーストラリア州
Buick Holdings Pty Ltd.	豪州 西オーストラリア州
IDOM Automotive Essendon Pty Ltd.	豪州 ヴィクトリア州
Gulliver Australia Pty Ltd.	豪州 ヴィクトリア州

(7) 従業員の状況 (2022年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,347 (803) 名	△282 (249) 名

(注)従業員数は就業員数であり、臨時従業員数は()内に人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,072 (653) 名	△246 (223) 名	33.3歳	6.4年

(注)従業員数は就業員数であり、臨時従業員数は()内に人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年2月28日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	20,000百万円
シンジケートローン①	12,000百万円
シンジケートローン②	11,450百万円
株式会社三井住友銀行	10,000百万円

(注)1. シンジケートローン①は、株式会社みずほ銀行を主幹事とするその他19社からの協調融資によるものです。

2. シンジケートローン②は、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とするその他22社からの協調融資によるものです。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年2月28日現在)

① 発行可能株式総数	400,000,000株
② 発行済株式の総数	106,888,000株
③ 株主数	8,554名
④ 大株主 (上位10名)	

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社フォワード	28,000	27.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	8,620	8.59
羽鳥裕介	7,039	7.01
株式会社ビッグモーター	5,697	5.67
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4,785	4.77
羽鳥貴夫	3,039	3.03
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	2,665	2.65
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	2,000	1.99
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1,466	1.46
三井住友海上火災保険株式会社	1,069	1.06

(注) 1. 当社は、自己株式を6,480,641株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2022年2月28日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	羽鳥 裕介	株式会社ガリバーインシュアランス 代表取締役 株式会社IDOMビジネスサポート 代表取締役 IDOM Automotive Group Pty Ltd. Director
代表取締役社長	羽鳥 貴夫	株式会社フォワード 代表取締役 株式会社 IDOM CaaS Technology 取締役
取締役	太田 勝	リアル営業部門担当
取締役	杉江 潤	一般社団法人投資信託協会 副会長専務理事 三井住友建設株式会社 社外取締役
取締役	野田 公一	
常勤監査役	須釜 武伸	
監査役	木村 忠昭	株式会社アドライト 代表取締役 キムラユニティー株式会社 非常勤取締役
監査役	二宮 かおる	カルビー株式会社 社会貢献委員会

(注) 1. 取締役杉江潤氏及び取締役野田公一氏は、社外取締役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

2. 監査役木村忠昭氏及び監査役二宮かおる氏は、社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

3. 監査役木村忠昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 2021年5月28日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役柳川邦衛氏及び監査役遠藤政勝氏は任期満了により退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであります。ただし、被保険者の職務の遂行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った場合等一定の免責事由があります。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、2021年2月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる基本方針を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、当該方針に従い当事業年度に係る会社業績等を踏まえて決定されていることから、当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、月額基本報酬及び半期ごとに支給される賞与により構成し、その額は、役職位、中長期的な企業価値向上に資する意欲及び会社業績等を踏まえて決定いたします。社外取締役の報酬は、独立した立場から経営を監督する役割を担うことから、月額基本報酬のみにより構成するものとしております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

該当事項はありません。

c. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役に対する報酬の具体的な額の決定については、取締役会の決議に基づき、代表取締役羽鳥裕介に対してその決定を委任し、各取締役の役職位、中長期的な企業価値向上に資する意欲及び会社業績等を踏まえて、当社第13回定時株主総会において決議された取締役の報酬の上限額である年額550百万円の範囲内で、各取締役の報酬額を決定しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。

ロ. 監査役の報酬等の概要

監査役の報酬は、固定額の金銭報酬のみとし、株主総会の決議による報酬額の範囲内で、監査役の協議により各監査役の報酬額を決定しております。

ハ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の報酬額については、2007年5月23日開催の第13回定時株主総会の決議により、取締役の報酬額は年額550百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬額は年額50百万円以内と、それぞれの報酬の限度額が決定されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名であり、監査役の員数は、3名であります。

二. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	139	139	－	－	5
（うち社外取締役）	(12)	(12)	(－)	(－)	(2)
監査役	19	19	－	－	5
（うち社外監査役）	(7)	(7)	(－)	(－)	(3)
合 計	158	158	－	－	10
（うち社外役員）	(19)	(19)	(－)	(－)	(5)

(注) 上表には、2021年5月28日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名（うち社外監査役1名）を含んでおります。

ホ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

当社は、2017年5月30日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対し、同制度廃止までの在任期間に対応した役員退職慰労金をそれぞれの退任時に支給することを、同総会で決議しております。

これに基づき、当事業年度中に退任した監査役2名に対し5百万円（うち社外監査役1名 4百万円）の役員退職慰労金を支給しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役杉江潤氏は、一般社団法人投資信託協会副会長専務理事、三井住友建設株式会社社外取締役を兼職しております。なお、当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

取締役野田公一氏は、兼職しておりません。

監査役木村忠昭氏は、株式会社アドライト代表取締役、キムラユニティー株式会社非常勤取締役を兼職しております。なお、当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

監査役二宮かおる氏は、カルビー株式会社社会貢献委員会を兼職しております。なお、当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	杉江 潤	当事業年度に開催された取締役会5回の全てに出席し、税務分野及び会計分野に関する高度な専門知識に基づき、当社の経営全般についてご発言いただいております。税務分野及び会計分野に関する高度な専門知識に加えて、長年にわたる職歴を通じて幅広い経験と見識を活かして業務執行について監督、助言を行うなど、社外取締役として同氏に期待される役割を適切に果たしております。
社外取締役	野田 公一	当事業年度に開催された取締役会5回の全てに出席し、上場企業の執行役員等の豊富な経験に基づき、当社の経営全般についてご発言いただいております。上場会社の執行役員等の職歴を通じて、企業経営に関する豊富な経験と知識を活かして業務執行について監督、助言を行うなど、社外取締役として同氏に期待される役割を適切に果たしております。

地位	氏名	出席状況、発言状況
社外監査役	木村 忠昭	当事業年度に開催された取締役会5回の全てに、また、監査役会6回の全てに出席し、企業経営に関しての豊富な知見から、当社グループの事業全般について発言を行っております。
社外監査役	二宮 かおる	当事業年度において、2021年5月28日開催の第27回定時株主総会での選任後開催された取締役会4回全てに、また、監査役会4回全てに出席し、社会貢献及びサステナビリティ経営に関しての豊富な知見から、当社グループの事業全般について発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（注１）	45
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45

(注) １．会社法監査及び金融商品取引法監査に対する報酬等の額を明確に区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、その合計額を記載しております。

２．当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び監査報酬の見積根拠等を検討した結果、上記の金額に同意いたしました。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は50百万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。尚、当社は、2006年5月24日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、決議しました。また、本件決議の内容につきましては一部の文言等につき見直しを図り、2007年4月18日開催の取締役会、2010年5月26日開催の取締役会及び2015年4月28日開催の取締役会において修正決議を行っております。

イ 当会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は取締役会規則に定められた基準に従って、法令に基づく職務その他重要な業務執行を決定する。取締役会は監査役出席の下に開催され、各取締役は業務の執行状況を報告すると共に、相互に他の取締役の業務執行状況を監視、監督する。各監査役は監査役会が定める監査役会規則に基づき、取締役会への出席及び子会社を含む業務状況の調査を通じて、取締役の職務執行状況を監査する。尚、コンプライアンス体制の基礎として、取締役会はコンプライアンス規程を制定し、取締役及び使用人が実施すべき基本方針を明確にすると共に、その周知徹底を図っていく。

ロ 当会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者を取締役の中から任命し、その者が作成する文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

ハ 当会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ等に係るリスクについては、対応責任者の取締役から指示を受けたそれぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、すみやかに対応責任者となる取締役を定める。

リスクが発生した場合には、代表取締役又は代表取締役が指名する取締役等を責任者とした対策本部をすみやかに設置し、損害の拡大を防止すると共に、これを最小限にとどめるものとする。

二 当会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成の方法を業務担当取締役が定め、ＩＴを活用したシステムによりその結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するしくみを構築する。

ホ 当会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当会社の使用人が法令違反の疑義のある行為及び事実等を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス部門に報告する体制を確立する。この体制には従業員が直接法令違反の疑義がある行為及び事実等を匿名で通報できることを保証するコンプライアンスホットラインも含まれる。法令違反の疑義のある行為及び事実等の報告・通報を受けたコンプライアンス部門は内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上、決定し、全社的に再発度や重要性の高い問題は、評議委員会に付議し、審議結果を取締役会及び監査役会に報告する。

ヘ 当会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (イ) 当会社及びその子会社（以下「グループ各社」という。）における内部統制の構築を目指し、当会社にグループ各社全体の内部統制に関する担当部門を設けると共に、当会社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
- (ロ) 当会社の取締役、執行役員、チームリーダー及びグループ各社の取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
- (ハ) 当会社は、関係会社管理規程により、グループ各社に対して、当社の経営方針、戦略等を徹底し、企業グループとしての最大成果を目指すと共に、経営上の重要事項については、当会社の事前の承認又は当会社への報告を義務付ける。
- (ニ) 当会社の内部監査部門は、ガバナンス・プロセス及びリスク・マネジメント・コントロールの一環として、当会社及び主要なグループ各社の内部監査を実施し、当会社及び当該グループ各社の内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

ト 当会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役との協議により判断した結果、監査役を補助する専属の使用人は原則として設置しない。但し、必要に応じて監査役より監査業務を使用人に対して命令することは妨げない。

チ 前号の使用人の当会社の取締役からの独立性に関する事項及び当会社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、内部監査責任者等の指揮命令を受けないものとする。

リ 当会社の監査役への報告に関する体制

(イ) 当会社の取締役及び使用人並びにグループ各社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当会社の監査役に対して、法定の事項に加え、当会社及びグループ各社に重大な影響を及ぼす事項、当会社及びグループ各社における内部監査の実施状況、コンプライアンスホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、当会社の取締役と監査役との協議により決定する方法によるものとする。

(ロ) 監査役に報告を行った者について、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当会社及びグループ各社において周知徹底する。

ヌ その他当会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 監査役は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。

(ロ) 監査役がその職務の執行について、費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用等を処理する。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書		2022年4月22日
株式会社 I DOM 取締役会 御中	太陽有限責任監査法人 東京事務所	
	指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 鶴 見 寛 ㊞
	指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 堤 康 ㊞
監査意見 当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 I DOMの2021年3月1日から2022年2月28日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。 当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。		
監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。		
強調事項 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2022年4月14日開催の取締役会において、会社の連結子会社であるIDOM Automotive Group Pty Ltd.及び Gulliver Australia Pty Ltd.の全保有株式を譲渡することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結している。 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。		
計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。 監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。		

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月28日

株式会社 I DOM 監査役会

常勤監査役 須釜武伸 印

社外監査役 木村忠昭 印

社外監査役 二宮かおる 印

以 上

2022 年 4 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 I D O M
 代表者名 代表取締役社長 羽鳥 由宇介
 (コード:7599 東証プライム)
 問合せ先 経理・財務・IR セクションリーダー
 松本 雅之
 (TEL 03-5208-5503)

連結子会社の株式譲渡及び特別利益の計上に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の連結子会社である IDOM Automotive Group Pty Ltd. 及び Gulliver Australia Pty Ltd. の株式全てを譲渡することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式譲渡の理由

当社は、資本効率（ROIC）と成長性を重視した事業ポートフォリオを用いて、各事業の重点投資や撤退の経営判断を行っております。国内の大型店による小売事業（整備工場併設）が、実績として資本効率が高く、今後の成長余地も高いと捉えております。このため、当社は中長期的に同事業へ経営資源を集中させていく考えです。こうした考えに基づき、2021 年 9 月に BMW 及び MINI の国内新車ディーラー事業からは撤退しております。加えて、今般、豪州新車ディーラー事業からも撤退する判断に至りました。

2. 異動する子会社の概要

①IDOM Automotive Group Pty Ltd. の概要

(1)	名称	IDOM Automotive Group Pty Ltd.
(2)	所在地	Level 2, 640 Murray St, West Perth, Western Australia, 6005
(3)	代表者の役職・氏名	Yusuke Hatori, Director
(4)	事業内容	豪州事業会社を統括・管理する業務
(5)	資本金	148,300 千豪ドル
(6)	設立年月	2015 年 6 月
(7)	大株主及び持株比率	株式会社 IDOM 100%
(8)	上場会社と当該会社との間の関係	資本関係 当社が発行済株式の 100%を保有しております。
		人的関係 当社取締役 1 名が取締役を兼務しております。
		取引関係 当社から資金の貸付を行っております。

※IDOM Automotive Group Pty Ltd. と同社の子会社である Buick Holdings Pty Ltd. 他 13 社、IDOM Automotive Essendon Pty Ltd. 他 5 社、Karmo Cars Pty Ltd. 他 5 社の全ての株式を譲渡するものです。

②Gulliver Australia Pty Ltd. の概要

(1)	名称	Gulliver Australia Pty Ltd.
(2)	所在地	20-30 Kangan Drive, Berwick, VIC 3806
(3)	代表者の役職・氏名	Yusuke Hatori, Director
(4)	事業内容	豪州ヴィクトリア州における新車・中古車の販売及び関連事業
(5)	資本金	50 千豪ドル
(6)	設立年月	2015 年 2 月
(7)	大株主及び持株比率	株式会社 IDOM 100%

(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	当社が発行済株式の 100%を保有しております。
	人的関係	当社取締役 1 名が取締役を兼務しております。
	取引関係	当社から資金の貸付を行っております。

③異動する子会社の最近の 3 年間の経営成績及び財政状態（連結）（単位：百万円）

決算期	2020 年 2 月期	2021 年 2 月期	2022 年 2 月期
売上高	84,277	88,310	139,364
営業利益	76	2,999	4,935
総資産	20,960	28,324	33,486

※異動する全子会社（IDOM Automotive Group Pty Ltd.と同社の子会社である Buick Holdings Pty Ltd. 他 13 社、IDOM Automotive Essendon Pty Ltd.他 5 社、Karmo Cars Pty Ltd.他 5 社、及び Gulliver Australia Pty Ltd.）の業績を連結した数値として、当社が開示するセグメント情報（地域セグメント）の数値を記載しております。上記項目以外は、譲渡先の意向により非開示とさせていただきます。

3. 株式譲渡先の相手の概要

(1) 名称	Swift Holdings Investments Pty Ltd.	
(2) 所在地	Collins Square, Tower 4, Level 18, 727 Collins Street, Docklands VIC, Australia	
(3) 代表者の役職・氏名	Paul Sytze Buruma, Director	
(4) 事業内容	投資事業	
(5) 資本金	100 豪ドル	
(6) 設立年月	2022 年 4 月	
(7) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関 連 当 事 者 への該当状況	該当事項はありません。

4. 譲渡株式数、譲渡価額及び譲渡前後の所有株式の状況

①IDOM Automotive Group Pty Ltd.の株式

(1) 異動前の所有株式数	1,217,810 株 (議決権所有割合：100%)
(2) 譲渡株式数	1,217,810 株（予定）
(3) 譲渡価額	譲渡先の意向により非開示とさせていただきます。
(4) 異動後の所有株式数	0 株 (議決権所有割合：0%)

②Gulliver Australia Pty Ltd.の株式

(1) 異動前の所有株式数	50,001 株 (議決権所有割合：100%)
(2) 譲渡株式数	50,001 株（予定）
(3) 譲渡価額	譲渡先の意向により非開示とさせていただきます。
(4) 異動後の所有株式数	0 株 (議決権所有割合：0%)

5. 日程

(1)	取締役会決議日	2022 年 4 月 14 日
(2)	契約締結日	2022 年 4 月 14 日
(3)	株式譲渡実行日	未定

6. 今後の見通し

①連結業績への影響

IDOM Automotive Group Pty Ltd.及び Gulliver Australia Pty Ltd.は、3 月～2 月の期間を連結決算に取り込んでいます。株式譲渡日は未確定ですが、6 月末を株式譲渡日と仮定したうえで、当期（2023 年 2 月期）の業績予想には、3 月～6 月の 4 ヶ月間の損益を連結する前提としております。このため、当期において減収減益要因になり、前期比で売上高約 850 億円、営業利益約 30 億円、経常利益約 28 億円、それぞれ減少すると見込んでおります。

また、当該株式譲渡に伴い、当第 2 四半期において、特別利益として関係会社株式売却益を連結上約 8 億円、個別上約 29 億円計上すると見込んでおります。

資本効率（ROIC 等の指標）は改善されると見込んでおります。

※上記の見込み金額は、現時点で計算するもので、豪ドル相場等によって変動する可能性があります。

②豪州における事業展開

これまで新車ディーラー経営によって蓄積されたノウハウやネットワークを今後も活用してまいります。具体的には、2020 年より豪州で展開している当社の 100%子会社である IDOM Innovations Pty Ltd.にて、新しいテクノロジーやイノベーションを通じて自動車取引の透明性と公平性を追求し、自動車販売店の課題解決を支援するためのプラットフォーム事業を継続してまいります。なお、新規事業である当事業への事業投資は、上限金額を設定のうえで一定の範囲内で行う方針です。

以 上

（参考）当期連結業績予想（2022 年 4 月 14 日公表分）及び前期連結実績

（単位：百万円）

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に 帰属する 当期純利益
当期業績予想 (2023 年 2 月期)	366,800	15,500	14,800	11,600
前期実績 (2022 年 2 月期)	459,532	18,485	17,561	10,794

2022 年 10 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社 IDOM
 代 表 者 名 代表取締役社長 羽鳥 由宇介
 (コード：7599 東証プライム)
 問 合 せ 先 CFO 西端 亮
 (TEL 03-5208-5503)

第三者割当による新株予約権の発行及び時価発行新株予約権信託の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催されました取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第9回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行を行うこと及び時価発行新株予約権信託（以下「本信託」といいます。）を活用したインセンティブプラン（以下「本インセンティブプラン」といいます。）の導入について決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、時価発行新株予約権信託とは、時価により発行される新株予約権を受託者が保管しておき、一定の期日になった時点で条件を満たした受益者に対して交付するという新たなインセンティブ制度であります。

1. 募集の概要

(1)	割 当 日	2022 年 11 月 7 日
(2)	発行新株予約権数	34,000 個
(3)	発 行 価 額	3,400,000 円（新株予約権 1 個につき 100 円）
(4)	当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	3,400,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株）
(5)	資 金 調 達 の 額	2,533,000,000 円（差引手取概算額：2,526,500,000 円） （内訳）新株予約権発行による調達額：3,400,000 円 新株予約権行使による調達額：2,529,600,000 円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6)	行 使 価 額	1 株当たり 744 円（固定）
(7)	募集又は割当方法 （割 当 予 定 先）	受託者 コタエル信託株式会社に対して第三者割当の方法によって行います。
(8)	そ の 他	本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社及び当社関係会社の取締役及び従業員（以下「当社役職員」といいます。）の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものです。 当社は、一般的に実施されているストックオプションのような従来型のインセンティブプランではなく、信託を用いた本インセンティブプランを活用することにより、当社役職員を対象として、当社への貢献度に応じて、予め定めた本新株予約権の交付ガイドライン（以下「交付ガイドライン」といいます。）に従って新株予約権を分

		配することができます。これにより、当社は、当社企業価値の向上に向けた当社役職員の貢献を公平に評価した上で新株予約権を分配することができるようになり、既存の新株予約権を用いたインセンティブプランよりも一層、当社役職員の当社への貢献意欲の向上を図ることができ、また優秀な人材を誘引できるものと期待しております。 なお、本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要します。 ＜主な行使条件＞ ① 新株予約権者は、2025年2月期または2026年2月期のいずれかの事業年度に係る有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書の営業利益が300億円を超過している場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、上記における営業利益の判定に際しては、決算期の変更、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めことができるものとする。 ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。 ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。 ⑥ 金融商品取引法に基づく届出の効力が発生することを条件とする。
--	--	--

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は新株予約権を取得した者がその権利を喪失した場合、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

＜本インセンティブプラン導入の目的及び理由＞

当社は、当社役職員のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与すること及び2022年4月に公表した中期経営計画の経営目標と比べ、より高い経営目標を掲げることで、中期経営計画における経営目標達成の確度を高めることを目的として、当社代表取締役社長である羽鳥貴夫（以下「本委託者」といいます。）の発案を受け、今般、コタエル信託との間で時価発行新株予約権信託設定契約（以下「本信託契約」といいます。）を締結し、当社が信託管理人兼受益者指定権者を務めるとともに、コタエル信託に対して本新株予約権を発行することにより、本信託を活用したインセンティブプラン（以下「本インセンティブプラン」といいます。）を導入いたします。

なお、本委託者は、本信託の目的を、当社役職員のモチベーション維持・向上のために、自らの出捐で、当社役職員を対象としてその将来の貢献期待に応じて公平に企業価値の増加に対する恩恵に浴する機会を提供することと捉えており、当社としても、当社役職員が本新株予約権の交付を受ける立場、即ち将来的に会社のオーナー（株主）となり得る立場から経営の一翼を担うことが当社役職員の貢献意欲や士気をより一層高め、当社をより一層活性化させることに繋がり、もって、当社の企

業価値をより一層向上することに繋がるものと期待しております。

本インセンティブプランでは、本信託契約の定めに従って、本委託者がコタエル信託に対してその手許資金を信託拠出し、コタエル信託が本新株予約権の総数を引受けるとともに信託拠出された資金を用いて本新株予約権の発行価額の総額を払い込むことで、本新株予約権を取得します。そして、コタエル信託が取得した本新株予約権は、信託契約においてあらかじめ定められた交付日（以下「交付日」といいます。）において、当社により本新株予約権の交付を受ける者として指定された当社役職員（以下「受益者」といいます。）に分配されることになります。（詳細については、下記「本インセンティブプランの概要図」をご参照ください。）。

当社は、交付日において、本新株予約権の配分方法が規定される交付ガイドライン（以下「交付ガイドライン」といいます。）に従って受益者を指定することとなります。

具体的には、当社の定める交付ガイドラインでは、社外取締役及び監査役によって構成され、今年度中に開催される予定の第一回評価委員会において、まず、当社役職員のうちその時点において経営幹部に相当する者及び追加の対象者（以下「第一次候補者等」といいます。）を選別し、第一次候補者等に対して交付されるべき本新株予約権の基準となる数量（以下「インセンティブパッケージ」といいます。）を仮に付与いたします。そして、当社評価委員会は、第一次候補者の企業業績達成に向けた貢献度を継続的に評価し、信託期間中に当社役職員に対して仮に付与されることとなったインセンティブパッケージの0%から100%の範囲内で、最終的に受益者に交付すべき新株予約権の個数を決定し、本受託者に通知を行うこととされ、これにより、交付日に本受託者から受益者に対して本新株予約権が交付されることになります。

また、当社評価委員会は、併せて第一次候補者でない当社役職員に対しても、①連結業績への貢献実績や②企画推進・新規事業開発・管理マネジメントのいずれかにおける成果等の継続的な評価を行い、特に評価が高い者に限り、毎事業年度に評価結果に従ってポイントを付与します。そして、当社評価委員会は、交付日に、ポイントを保有している者に対して、各人が交付日までの期間中に獲得したポイント数に応じて、本新株予約権のうち第一次候補者に交付されない新株予約権の最終的に受益者に交付すべき新株予約権の個数ものの配分を決定し、本受託者に通知し、これにより、交付日に本受託者から受益者に対して本新株予約権が交付されることになります。（本インセンティブプランの詳細については、下記「本インセンティブプランの概要図」をご参照ください。）。

当社が今般導入いたしました本インセンティブプランは、現在当社に在籍している者のみならず将来採用される当社役職員も含めて、将来の分配時点において、それまでの貢献度を考慮して本新株予約権の交付対象者と交付個数を決定することが可能となる点において、一般的に実施されているストックオプションのような従来型のインセンティブプランとは異なる特徴を有するものであります。また、民事信託によって行われる従来の信託型ストックオプションとは異なり、定期的に訪れる交付日において当社の裁量により任意の個数の本新株予約権を取り崩していく点に異なる特徴を有しております。

即ち、従来型の信託を活用しないインセンティブプランにおいては、発行会社は、新株予約権の発行時点で付与対象者及び付与対象者ごとの付与個数を決定しなければならず、①役職員の過去の実績などを手掛かりに将来の貢献度を現時点で見積もって付与した結果、実際の業績貢献度に応じた適切な報酬配分とならない場合や、②発行後に入社する役職員との間の不公平を避けるために、何度も新たな新株予約権を発行しなければならず、その都度煩雑な発行手続きや管理コストの負担が必要になるなどといった課題がありました。また、従来の信託型ストックオプションでは、将来入社する役職員に対しても公平に過去に発行された新株予約権を交付できるメリットは同じくあるものの、交付日が予め固定されており、なおかつ、それぞれのタイミングに交付すべき本新株予約権の個数も固定されてしまっていたため、①将来の貢献期待に対して心証を十分に得ていないにも拘わらず各交付日に当該固定数の新株予約権の交付を余儀なくされたり②優秀な人材に対して採用直後に新株予約権の交付をコミットすることができなかつたりするなどといった課題がありました。

これに対して、本インセンティブプランにおいては、交付日が予め固定されることがないため、一旦コタエル信託に対して発行された本新株予約権を、当社役職員の貢献度に応じて将来に分配することで、公平に分配することが可能であり、将来採用される当社役職員に対しても本新株予約権を分配することが可能となります。また、本新株予約権の交付日まで当社に勤続していた当社役職員にのみ本新株予約権を交付することができるため、交付日まで退職者が出た場合にも対応することが可能となるなど、従来型のインセンティブプランでは実現が困難であった柔軟な運用が可能と

なっております。さらに、本インセンティブプランでは、限られた個数の本新株予約権を将来の貢献度に応じて当社役職員で分配することになるため、より一層当社への貢献意欲が向上するものと期待されるとともに、優秀な人材の獲得に当たっての誘引手段として機能することが期待されます。

当社は、このように本インセンティブプランを活用することにより、当社の現在及び将来の当社役職員のいずれもが当社において待遇に関して不公平を感じることなく、当社の結束力及び一体感を高め、より一層意欲及び士気を向上させてくれるものと期待しております。

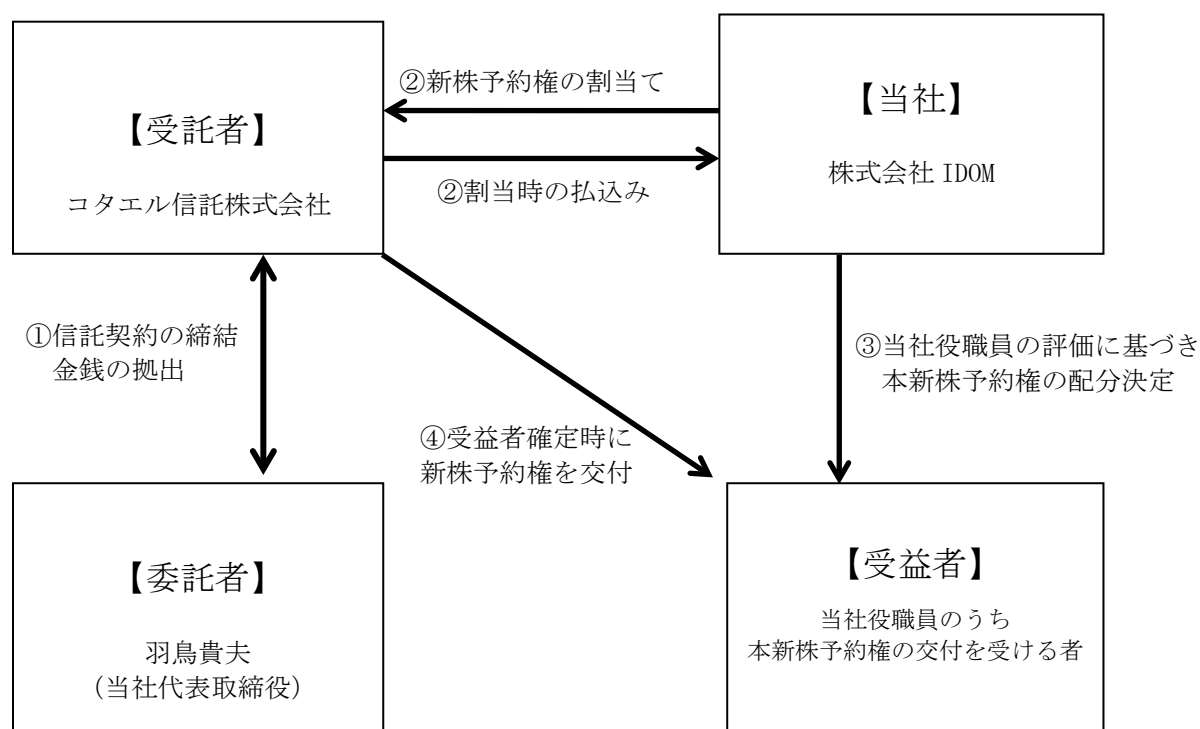
さらに、本新株予約権には、連結営業利益に関する業績達成条件が定められており、これにより当社役職員の業績達成意欲をより一層向上させ、当該業績目標の達成を通じて、当社の企業価値・株式価値を名実ともに向上させることが期待できます。

以上のことから、当社は、本インセンティブプランの導入が既存株主の皆様の利益にも資するものであると考えております。

<本信託の概要>

名称	20260TL0701221028 時価発行新株予約権限定責任信託
委託者	羽鳥 貴夫（当社代表取締役社長）
受託者	コタエル信託株式会社
受益者	信託期間満了日に受益者として指定された者（受益者確定手続を経て特定されるに至ります。）
信託契約日（信託期間開始日）	2022 年 10 月 28 日
本新株予約権の交付日	2023 年 3 月末日 ※初回の交付日である同日に交付されない本新株予約権は、その後 3 か月おきに到来する交付日において、当社が交付ガイドラインに従って指定する受益者に交付されることになります。
信託期間満了日	2023 年 4 月 25 日
信託の目的	本新株予約権を受益者に引き渡すことを主たる目的とします。
受益者適格要件	本信託契約に基づき、交付日時点の当社役職員のうち当社が交付ガイドラインに従って指定する者を受益者とし、各受益者の本新株予約権の分配数量を確定します。 なお、分配のための基準は、信託契約日において定められる予定の交付ガイドラインに規定されております。交付ガイドラインとは、本新株予約権の交付日に本新株予約権を交付する当社役職員の範囲と数量を決定するために当社が定めた準則であり、当社は交付ガイドラインに従って当社役職員の業績を評価し、本新株予約権の分配を行います。その内容は、上記<本インセンティブプラン導入の目的および理由>に記載の通りです。

<本インセンティブプランの概要図>



- ① 本委託者である羽鳥貴夫が本信託契約に基づきコタエル信託へ金銭を拠出し、本信託を設定します。当社は、本信託契約に基づき、信託管理人兼受益者指定権者に就任します。なお、本インセンティブプランは、本委託者から将来の受益者に対する贈与の性格を有するものです。
- ② 当社は、本信託の設定を前提に、2022年10月21日開催の取締役会決議に基づき、本受託者に対して本新株予約権を発行し、受託者であるコタエル信託は、上記①で本信託に拠出された金銭を原資として、当社から本新株予約権を引き受けます。そして、本新株予約権を引き受けた本受託者は、本信託契約に従い本新株予約権を信託期間の満了日まで保管します。
- ③ 当社は、交付ガイドラインの定めに従い、交付日までの当社への貢献度等から予測される将来の貢献期待値に応じて、当社役職員に対し交付する本新株予約権の個数を決定する基準となるインセンティブパッケージ又はポイントを付与し、当該インセンティブパッケージ及びポイントの数に応じて、各当社役職員に対して交付すべき本新株予約権の個数を決定します。
- ④ 交付日に受益者が確定し、コタエル信託が保管していた本新株予約権が受益者に分配されます。

※本新株予約権の分配を受けた受益者は、当該本新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従い、当該新株予約権を行使して行使価額の払込みをすることで当社の普通株式を取得することができます。また、権利行使により当社株式を取得した受益者は、株主として当社株式を保有し、また、任意の時点で市場にて株式を売却することができます。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
2,533,000,000円	6,500,000円	2,526,500,000円

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(3,400,000円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(2,529,600,000円)を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額は、信託報酬、新株予約権の価額算定費用等の合計額であります。

4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社役職員の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものであり、資金調達を目的としておりません。

なお、本新株予約権の行使の決定は受託者であるコタエル信託から本新株予約権の交付を受けた当社役職員の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

また、行使による払込みがなされた以降、充当期間までの資金管理につきましては、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行及びその行使により調達する資金は、当社の業務運営に資するものであり、合理性があるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、当社から独立した第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングに本新株予約権の評価を依頼しました。当該第三者評価機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値744円/株、株価変動性（ボラティリティ）48.04%、配当利回り0.62%、無リスク利子率0.299%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額744円/株、満期までの期間8.6年、業績条件）に基づいて、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって本新株予約権の評価を実施した結果、1個当たりの評価結果を100円と算出しております。

当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権の1個当たりの払込金額を当該算出結果と同額である100円に決定いたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日の東京証券取引所における普通取引の終値744円を参考として、当該終値と同額の1株当たり744円に決定いたしました。

さらに、当社監査役全員から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当せず適法である旨の見解を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は3,400,000株（議決権数34,000個）であり、2022年8月31日現在の当社発行済株式総数106,888,000株（議決権の総数1,003,741株）を分母とする希薄化率は3.18%（議決権の総数に対する割合は3.39%）に相当し本新株予

約権の行使により相応の希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の中長期的な増大を目指すに当たり、当社役職員の一体感との結束力をさらに高め、より一層の意欲及び士気の向上を目的としております。また、あらかじめ定める業績に係る目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上が見込まれるものと考えております。

なお、本新株予約権の行使により発行される株式の総数 3,400,000 株に対し、当社普通株式の過去 6 ヶ月間における 1 日当たり平均出来高は約 633,000 株であり、一定の流動性を有しております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の皆様の利益にも貢献できるものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1)	名 称	コタエル信託株式会社
(2)	所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング
(3)	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 松田良成
(4)	事 業 内 容	信託業
(5)	資 本 金	1 億円
(6)	設 立 年 月 日	2018 年 10 月 25 日
(7)	発 行 済 株 式 数	1 億株
(8)	決 算 期	3 月 31 日
(9)	従 業 員 数	33 人 (2022 年 8 月 31 日現在)
(10)	主 要 取 引 先	一般企業
(11)	主 要 取 引 銀 行	株式会社三菱 UFJ 銀行
(12)	大 株 主 及 び 持 株 比 率	コタエル・ホールディングス株式会社 66.66%、株式会社ミステイゲート 33.34%
(13)	当 事 会 社 間 の 関 係	
	資 本 関 係	当社と割当予定先及びその支配株主との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
	人 的 関 係	当社と割当予定先及びその支配株主との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取 引 関 係	当社と割当予定先及びその支配株主との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	割当予定先及びその支配株主は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(注) 1. 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2022 年 10 月 21 日現在のものです。

2. 当社は、割当予定先から、反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。コタエル株式会社は、管理型信託会社としての登録（関東財務局長（信）第 19 号）を行い、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服しており、また信託協会に加盟しております。

また、割当予定先は、反社会的勢力の排除に関する基本方針を定め、かかる基本方針をホームページにおいて公表しております。

また、当社は、割当予定先がかかる基本方針に基づき、反社会的勢力に対して組織的に対応

するための体制を整備する等、反社会的勢力排除のための取組みを行っていることを割当予定先からのヒアリング等により確認しております。

上記を踏まえ、当社は、割当予定先及び割当予定先の役員が反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力との関係を有していないものと判断しております。

また、当社は、割当予定先が反社会的勢力とは一切関係がない旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社が、コタエル信託を本新株予約権の割当予定先として選定した理由は、以下のとおりであります。

本インセンティブプランを実現するためには、信託を設定し、当該信託の受託者を割当予定先として新株予約権の割当を行う必要があります。受託者は、信託財産の管理、信託に係る事務手続きを行うことになります。

当社は、信託型ストックオプションを考案し、本インセンティブプランに関連する特許の出願を行うなど、数多くのインセンティブスキームを開発し続けている松田良成弁護士が代表取締役を務めるコタエル信託が本インセンティブプランの実現のために必須であること、同社の信託型ストックオプションに対する造詣の深さ、商事信託として本インセンティブプランのオペレーションを知悉していること、2021年8月に発表されたFATF（金融活動作業部会）による第4次対日相互審査報告書において、商事信託でない信託（即ち、民事信託）がマネーロンダリング規制の観点で透明性に課題があるものと認定されたことから、本インセンティブプランのような上場株式と密接に関連する信託につき当社として民事信託は採用しえないと判断したこと等を総合的に判断した結果、コタエル信託に対して信託の管理事務手続きを委託する方法が最適であると判断し、割当予定先として選定しました。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先であるコタエル信託は、本信託契約及び交付ガイドラインに従い、本新株予約権を交付日まで保管し、当社の指図に従って、当社が指定する数量の本新株予約権を受益者として指定された当社役職員に交付することとなっております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権の払込みに要する資金に相当する金銭の保有状況を、委託者である羽鳥貴夫が当初信託金相当額を保有していることを本委託者の預金通帳の写しを入手することにより確認しております。

(5) その他重要な契約等

上記の本信託契約のほか、今回当社が発行する本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

氏名または名称	募集前	募集後
株式会社フォワード	27.90%	26.98%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9.09%	8.80%
株式会社ビッグモーター	5.68%	5.49%
羽鳥 裕介	5.38%	5.20%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5.19%	5.02%
株式会社フォワードY	2.99%	3.28%
株式会社フォワードT	2.99%	2.89%
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140044	2.33%	2.89%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1.99%	1.93%
羽鳥貴夫	1.87%	1.81%

(注) 1. 募集前の保有比率は、2022年8月31日現在の株主名簿上の株式数を基準としております。

2. 募集後の保有比率は、2022年8月31日現在の所有議決権数を、同日現在の総議決権数に本

新株予約権の目的である株式の総数に係る議決権数を加算した数で除して算出しております。

3. 上記表中の持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

4. 割当予定先であるコタエル信託は、割当られた本新株予約権の信託に係る事務手続き及び管理を行うことだけを目的とし、信託満了後は本信託契約及び交付ガイドラインに従い、本新株予約権を受益者へ交付することを約していることから、募集後の大株主及び持株比率には表示しておりません。

8. 今後の見通し

現在のところ、2022年10月14日に発表いたしました2023年2月期の通期業績予想に変更はありません。

また、本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が合計25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

決算期	2020年2月期	2021年2月期	2022年2月期
売上高	361,684百万円	380,564百万円	459,532百万円
営業利益	9,091百万円	10,571百万円	18,485百万円
経常利益	6,867百万円	9,642百万円	17,561百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	3,545百万円	1,484百万円	10,794百万円
1株当たり当期純利益	34.97円	14.77円	107.51円
1株当たり配当金	1.20円	10.60円	4.60円
1株当たり純資産	415.42円	438.18円	537.97円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2022年10月21日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	106,888,000株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2020年2月期	2021年2月期	2022年2月期
始 値	381円	503円	625円
高 値	679円	698円	1,090円
安 値	240円	309円	575円
終 値	512円	619円	657円

② 最近6か月間の状況

	5月	6月	7月	8月	9月	10月
始 値	652円	685円	755円	814円	819円	867円
高 値	689円	770円	811円	869円	933円	895円
安 値	643円	685円	680円	760円	808円	738円

終 値	675 円	746 円	806 円	827 円	869 円	744 円
-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------

(注) 2022 年 10 月の株価については、2022 年 10 月 20 日現在で表示しております。

③ 発行決議日前日における株価

	2022 年 10 月 20 日
始 値	742 円
高 値	758 円
安 値	739 円
終 値	744 円

(4) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等
該当事項はありません。

株式会社 I D O M 第 9 回新株予約権 発行要項

1. 新株予約権の数

34,000 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 3,400,000 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、100 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 744 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2025 年 6 月 1 日から 2031 年 5 月 31 日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）まで

とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、2025 年 2 月期または 2026 年 2 月期のいずれかの事業年度に係る有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書の営業利益が 300 億円を超過している場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、上記における営業利益の判定に際しては、決算期の変更、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めことができるものとする。
- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2022 年 11 月 7 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が本新株予約権者である場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3. (6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が本新株予約権者である場合にはこの限りではない。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3. (1) に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を

勘案のうえ、上記３．（２）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記
６．（３）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額
とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

上記３．（３）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日
から上記３．（３）に定める行使期間の末日までとする。

（６）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する
事項

上記３．（４）に準じて決定する。

（７）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するもの
とする。

（８）その他新株予約権の行使の条件

上記３．（６）に準じて決定する。

（９）新株予約権の取得事由及び条件

上記５に準じて決定する。

（１０）その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

７．新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

８．新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2022年11月11日

以上

決算報告書

第 15 期

自 2021年 3月 1日
至 2022年 2月 28日

株式会社ガリバーインシュアランス
東京都千代田区丸の内二丁目7番2号

貸借対照表

2022年 2月 28日 現在

株式会社ガリバーインシュアランス

(単位：円)

資産の部

【流動資産】

普通預金

4,271,110,566

売掛金

154,147,653

流動資産合計

4,425,258,219

【固定資産】

(投資その他の資産)

繰延税金資産 (固定)

13,804,720

投資その他の資産合計

13,804,720

固定資産合計

13,804,720

資産の部合計

4,439,062,939

負債の部

【流動負債】

未払金

15,721,213

未払法人税等

186,762,800

未払事業税等

45,084,000

未払消費税

27,631,100

未払費用

8,916,661

預り金

15,779,220

流動負債合計

299,894,994

負債の部合計

299,894,994

純資産の部

【株主資本】

【資本金】

101,000,000

【利益剰余金】

(その他利益剰余金)

繰越利益剰余金

4,038,167,945

その他利益剰余金合計

4,038,167,945

利益剰余金合計

4,038,167,945

株主資本合計

4,139,167,945

純資産の部合計

4,139,167,945

負債・純資産の部合計

4,439,062,939

損 益 計 算 書

自 2021年 3月 1日 至 2022年 2月 28日

株式会社ガリバーインシュアランス

(単位：円)

【売上高】

保険手数料

1,686,779,300

1,686,779,300

売上総利益

1,686,779,300

【販売費及び一般管理費】

営業利益

297,177,793

1,389,601,507

【営業外収益】

受取利息

37,185

雑収入

147,808

184,993

経常利益

1,389,786,500

税引前当期純利益

1,389,786,500

法人税及び住民税

418,081,393

法人税等調整額

△2,018,501

当期純利益

969,686,606

株主資本等変動計算書

自 2021年 3月 1日 至 2022年 2月 28日

株式会社ガリバーインシュアランス

(単位：円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	101,000,000	3,068,481,339	3,068,481,339	3,169,481,339	3,169,481,339
当期変動額					
当期純利益		969,686,606	969,686,606	969,686,606	969,686,606
当期変動額合計	0	969,686,606	969,686,606	969,686,606	969,686,606
当期末残高	101,000,000	4,038,167,945	4,038,167,945	4,139,167,945	4,139,167,945

個 別 注 記 表

令和3年 3月 1日

令和4年 2月28日

1. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済時株式の数 200 株

第15期 事業報告

（ 自 2021年 3月 1日
至 2022年 2月28日 ）

株式会社ガリバーインシュアランス

企業の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

昨年同様、I DOMグループのネットワークを活用したことにより、I DOMグループの販売数・保険付保率の増加があり、大幅な増収・増益となりました。また、保険事務作業を店舗に移管したことにより、人件費を削減することができました。

(2) 資金調達の状況

当該年度の資金調達は実施しておりません。

(3) 設備投資等の状況

設備等は株式会社I DOMからの賃借となっております。

(4) 対処すべき課題

取扱商品の契約数の拡大をI DOMグループ中心に推進していきます。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 1 2 期	第 1 3 期	第 1 4 期	第 1 5 期
売上高	1,112,515,966 円	1,416,336,540 円	1,676,481,373 円	1,686,779,300 円
当期純利益	583,091,349 円	770,655,285 円	949,850,748 円	969,686,606 円
1 株当たり 当期純利益	2,915,456 円	3,853,276 円	4,749,253 円	4,848,433 円
総資産 (純資産)	1,703,622,027 円 (1,448,975,306 円)	2,486,563,315 円 (2,219,630,591 円)	3,573,731,848 円 (3,169,481,339 円)	4,439,062,939 円 (299,894,994 円)

(6) 重要な子会社の状況

該当する子会社はありません。

(7) 主要な営業所及び並びに使用人の状況

① 営業所

名称	所 在 地
本社	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号

② 使用人の状況

2022年2月28日現在

従業員数	前事業年度末比増減
33 名	▲1 名

※期間の定めのある使用人含む

③ 労働組織の状況

労働組織は結成されておられません。

(8) 主要な借入先

2022年2月28日現在 借入等はありません。

【取扱保険会社】

損害保険(損害保険全般)

あいおいニッセイ同和。損害保険ジャパン。東京海上日動火災。楽天損保。

三井住友海上。ソニー損保。三井ダイレクト。セゾン自動車火災。イーデザイン損保。

生命保険(医療、傷害、ガン保険)

三井住友海上あいおい生命。損保ジャパン日本興亜ひまわり生命。

以上